サクっと小技　宴会でお酒を呑んでも大らかいようにするには、ジンやウォッカ等の蒸留酒を選ぶのがポイント。割るにしてもハイボールやレモンサワーなど、甘くないものに。

税の基礎知識

税制改正特集

消費税率引上げと軽減税率制度の実施①

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。標準税率は10%となりますが、軽減税率対象品目の税率は8%のまま据え置かれます。

消費税課税事業者の方は、売上や仕入（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、「税率ごとの区分」を追加した請求書等（区分記載請求書等）を交付する必要があります。（区分記載請求書等については、次回以降に特集します。）

軽減税率制度の対象品目はどのようなもの？

「酒類」、外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」が対象品目です。酒類・外食・ケータリングでは軽減税率制度の対象にはなりません。

軽減税率の対象となる飲食料品のイメージ

※緑色の部分が軽減税率対象品目（イメージ）です。

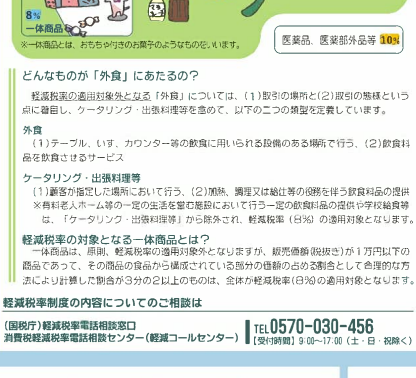

※一体商品とは、おもちゃ付きのお菓子のようなものを言います。

どんなものが「外食」にあたるの？

軽減税率の適用対象外となる「外食」については、（1）取引の場所と（2）取引の態様という点に着目し、ケータリング・出張料理等を含めて、以下の二つの類型を定義しています。

外食

（1）テーブル、いす、カウンター等の飲食に用いられる設備のある場所で行う、（2）飲食料品を飲食させるサービス

ケータリング・出張料理等

（1）顧客が指定した場所において行う、（2）加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供

※有料老人ホーム等の一定の生活を営む施設において行う一定の飲食料品の提供や学校給食等は、「ケータリング・出張料理等」から除外され、軽減税率（8%）の適用対象となります。

軽減税率の対象となる一体商品とは？

一体商品は、原則、軽減税率の適用対象外となりますが、販売価額（税抜き）が1万円以下の商品であって、その商品の食品から構成されている部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上のものは、全体が軽減税率（8%）の適用対象となります。

軽減税率制度の内容についてのご相談は

（国税庁）軽減税率電話相談窓口
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
TEL0570-030-456
【受付時間】9:00～17:00（土・日・祝除く）

小田原市中心部の
あおいろ優待サービス
大磯ロングビーチ
会員特典　地図掲載!
相模湾が一望できるシーサイドリゾートプール！
営業期間：2018年7月7日(土)～9月17日(月・祝)
7月は幼児料金無料！
会員特典
おとな：4,000円
中高生：2,800円
シニア：2,200円
小学生：2,200円
幼　児：1,600円
※消費税込料金
優待料金：3,000円
優待料金：2,000円
優待料金：1,600円
優待料金：1,600円
優待料金：1,600円
本紙を持参のうえ「小田原青色申告会の会員」である旨を係員にお伝えください。
中郡大磯町東消本郷546　TEL：0463-61-7726（9：00～17：00）
http://www.princeho'tels.co.jp/oso/
個性豊かなプールで
弾ける楽しさ！溢れる笑顔！

県税事務所からのお知らせ

口座振替（自動払込み）による納税制度のご案内

個人事業税と自動車税については、預貯金口座からの「口座振替（自動払込み）」により納税することができます。

納税のために出かける必要がなく、また、納税の記録が通帳に残りますので便利です。ぜひご利用ください。

○取扱金融機関

神奈川県内に本店又は支店のある銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合及び全国の郵便局など。

○申込方法

「口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」が県内金融機関や県税事務所に置いてありますので、必要事項を記入し、押印の上、預金口座のある取扱金融機関へ提出してください。

なお、お近くの県税事務所に提出することもできます。

詳しくは神奈川県のホームページ「県税使利帳」でご確認いただくか、県税事務所までお問い合わせください。

◇問合せ先　小田原県税事務所　管理課　管理第一班　TEL0465-32-8000(代)

健康のツボ

頭痛、吐き気、だるさ…二日酔いの予防と対処

何かと集まる機会も多い7月。楽しい宴会の後、二日酔いは辛いですよね。

二日酔いの原因の一つは、アルコール分が体内で分解されて変化するアセトアルデヒドという毒素。もっとはアルコールの代用によって防内が抑緩し、ふだんと違く縮まっている胃や食道が緩む症状が多っです。

二日酔いの予防

体内のアルコール濃度を薄めるのが重要。アルコールと一緒に何かを食べたり、水やソフトドリンクを飲みましょう。また、眠くなってもすぐに横ではならず、眠るか半身を少しはけて頭部をの高さに症状による吐き気を防ぐ。

二日酔いの対処

特効薬がないと言われている二日酔い症状を抑えて、過ぎ去るのを待ちましょう。

頭痛　体内の毒素を後、ある いは薄めるために、スポーツドリンク等の水を補給。いつもよりゆるめに飲むといいですが、飲み過ぎ注意。

吐き気　吐き気止めの薬を飲み、食事に刺激物を避けてあっさりとした食べものに。

だるさ　頭痛と体内の毒素に続発されたものが出ます。栄養と水分の補給。体質が大切ですが、吐き気があるときは無理しと食事はとっず、水分補給だけでもOK。

効果的な飲み物

トマトジュース　リコピンという成分が毒素を分解する働きがあるそうです。

ウコン　肝臓の働きを助ける成分が入っています。

栄養ドリンク　タウリンが肝臓を活性化させるそうです。カフェインの入っていないものを選びましょう。

税のカレンダー

納期限を守りましょう！　口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料（税）の納期限

【第2期分】小田原市・南足柄市・大井町・山北町・開成町
箱根町・湯河原町……7月31日(火)
【第3期分】松田町……7月31日(火)
【第4期分】真鶴町……7月31日(火)

○介護保険料の納期限

【 7月分 】小田原市……7月31日(火)
【第1期分】中井町・大井町・松田町・山北町……7月31日(火)
【第2期分】南足柄市・開成町・箱根町・湯河原町……7月31日(火)
【第4期分】真鶴町……7月31日(火)

○後期高齢者医療保険料（普通徴収）の納期限

【 7月分 】小田原市……7月31日(火)
【第1期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町
開成町・箱根町・真鶴町・湯河原町……7月31日(火)

○固定資産税・都市計画税の納期限

【第2期分】小田原市・南足柄市・中井町・大井町・松田町
箱根町・湯河原町……7月31日(火)

○固定資産税の納期限

【第2期分】山北町・開成町・真鶴町……7月31日(火)

※源泉所得税（1月～6月徴収分）
6ヵ月ごとの納付の特例の適用をうけている場合…納期限：7月10日(火)
※所得税の予定納税額の減額申請……申請期限：7月17日(火)
※所得税の予定納税額の納付（第1期分）……納期限：7月31日(火)

小田原税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税の予定納税額（第1期分）の納税をお忘れなく

所得税及び復興特別所得税の予定納税（第1期分）の納期
平成30年7月1日から平成30年7月31日

予定納税の概要

その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上ある場合、その年の所得税及び復興特別所得税の一部をあらかじめ納税するという制度が設けられています。

この制度を予定納税といいます。

予定納税の納付額及び納付期間

予定納税は原則として、予定納税基準額の3分の1の金額を、第1期分として7月1日から7月31日までに、第2期分として11月1日から11月30日までに納めることになっています。

振替納税を利用している方は、納期の最終日に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。

納期の最終日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

振替納税を利用していない方は、納期の最終日までに金融機関又は所轄税務署の窓口で納付してください。

第1期分の納付金額が30万円以下の場合には、送付されたバーコード付納付書を使用して、コンビニエンスストアで納付することができます。

予定納税の減額申請

その年の6月30日の現況で所得税及び復興特別所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる人は、7月17日までに所轄の税務署長に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

なお、第2期分の予定納税額だけの減額申請は11月15日までです（この場合には10月31日の現況において見積もることとなります。）。

ご予約はお早めに。

会員限定無料相談

要ご予約

弁護士の法律相談会　10時～12時
7月20日(金)
8月7日(火)
8月17日(金)

弁護士の相続相談会　10時～12時
7月18日(水)
8月15日(水)
9月19日(水)

社労士の年金・社会保険相談会　10時～12時
8月14日(火)
9月11日(火)
10月9日(火)

不動産コンサルタントの不動産相談会　10時～12時
7月26日(木)
8月23日(木)
9月27日(木)

税理士の税相談会　14時～16時
7月19日(木)
9月20日(木)
10月18日(木)

日本政策金融公庫の融資相談会　10時～12時
8月1日(水)
10月3日(水)
※お急ぎの場合は、ご相談ください。

経営コンサルタントの経営相談会　日時応談
24-2614

ご注意　同一内容のご相談は重ねてできません。ご了承ください。

会場：納税者センター・青色会館

編集後記　今年も半年が過ぎ、七夕などの夏の行事が始まる季節。7月号の一面では、多くのご参加をいただき無事終了した会員研修旅行の思い出を